# 令和6年度 生徒指導規程

府中町立府中東小学校

### 1章 総則

### 第1条 目的

この規則は、本校の学校教育目標を達成し、 児童が安全で安心した学校生活を送るために定 めるものである。

# 第2章 学校生活に関すること 第1条 服装

#### 1 服装

- ・学校指定の名札をつけ、校内では常に見える ようにしておく。
- ・清潔で運動しやすい服装にする。ロングスカート, ワイドパンツ, 極端に短いスカート等は着用しない。
- ・儀式(入学式・卒業式・離退任式)は、黒・紺・白・グレーなどを基調とした服装にする。

(派手な色合いのもの, 華美なデザインや大きな文字・絵柄の入ったもの, フードつきのものジャージ, ジーパンは避ける。)

### 2 体操服

・指定の体操服を着用する。冬季の体育ではトレーナーを着用してもよい。

(トレーナーは, フードやボタンファスナー がなく, 白, 黒, 紺, グレーの無地の物)

#### 3 騈

・体育の学習で使用できる運動靴にする。(厚 底は適さない。)

### 4 冬季の服装について

- ・上着のフード, 耳あては周囲の音が聞こえにくくなり危険なので使用しない。
- ・冬季は登下校時の手袋,マフラーは着用してもよい。
- ・校舎内では, 防寒着は身につけない。

### 第2条 頭髮

・不自然な髪型 (パーマ, そり込み, 一部を 極端にのばしたり切ったりするバランスの 取れない髪型等) や髪の毛の色を変えるこ とはしない。

- ・清潔で学習や運動に適した髪型にする。
- ・髪の毛が長い場合は、ピンで留めるかゴムで 結ぶ。(ピンやゴムの色は、黒、紺、茶にす る)
- カチューシャや大きいな飾りのある髪留めは しない。

### 第3条 持ち物

## 1 学用品

・「学用品についてのお願い」に示されている ものを使用する。

### 2 不要なもの

- ・不要物や携帯電話等は持ってこない。
- ・キーホルダー等の装飾品は持ってこない。
- ・冬季の使い捨てカイロは持ってこない。
- ・リップクリーム・ハンドクリームは、持ってこない。(保護者の届け出が必要)

### 3 その他

- ・持ち物には必ず記名する。
- ・傘は持ってきた日に必ず持ち帰る。
- ・筆(水彩,習字など),すずり,パレット等は、家で洗う。

### 第4条 校内生活について

- 1 学習について
  - ・席に座って始業のチャイムを聞く。
  - ・業間の5分間は、次の学習の準備をする。

### 2 遊びについて

- 一輪車や竹馬は西中校庭を利用する。
- ・雨でぬれているときは中校庭で遊ばない。
- ・スタンドや体育館周りでは、鬼ごっこなどし て走り回らない。
- ・休憩時間は、バットを使った遊びは禁止とする。

### 第5条 登下校に関すること

- ・登下校は防犯ベルを携行し、決められた通学路を通る。
- ・7時40分から8時00分までに登校し、8 時10分には朝の生活が始められるようにする。(7時30分までは校舎内には入れない。)
- ・遅刻・欠席をする場合は、保護者がメール、 電話、連絡帳で連絡する。
- ・登校後は忘れ物を取りに帰らない。また,放 課後や休日も忘れ物を取りに来ない。

# 第3章 校外生活に関すること 第1条 校外生活について

- 1 帰宅時刻について
- 午後5時までに帰宅する。 (10月~3月)
- 午後6時までに帰宅する。 (4月~9月)
- 2 交通安全について
- ・交通ルールを厳守し,道路を横断する時に は,横断歩道を渡る。
  - (一旦止まって左右を確認してから横断する。)
- ・自転車は、4年生以上の学年が校区内を乗る ことができる。
  - (4年生は、自転車教室を受けてから乗ることができる。)
- ・自転車に乗る時は、交通ルールを厳守し安全 に十分注意して乗る。

(ヘルメットの着用を心がける。)

## 3 遊びについて

- ・放課後遊ぶ場合は,一旦家に帰ってから遊ぶ。
- ・子どもだけで校区外へ出て,遊んだり買い物 をしたりしない。
- ・公園で野球やサッカーはしない。
- カードやゲームソフト等の交換や貸し借りは しない。
- お金や物をおごったりおごられたり、また、 もらったりあげたりしない。
- ・山や川など危険な場所では遊ばない。
- ・エアガン、刃物など危ないもので遊ばない。

- ・マッチやライターの持ち出しや花火などの火遊びをしない。
- ・くすのきプラザ図書館,児童センターハッピーズ,児童センターバンビーズ,公民館は,保護者の了承のもと利用することができる。

### 4 インターネットの利用について

- SNSやオンラインゲーム等の利用は家族との約束を守って行う。
- SNSやオンラインゲーム等では、人を傷つ ける言動は行わない。

## 第4章 特別な指導に関すること

児童が以下に挙げる問題行動を起こした場合は、状況に応じて「特別な指導」を行う。「なぜ、そうなってしまったのか。」 「どんなところが問題であったのか。」「今後 どのように行動すれば、そのようなことが 防げるのか。」等の振り返りを行い、より 良い学校生活を送ることができる よう支援することが目的である。

| 問題行動   | 指 導 内 容   | 備考  |
|--|---|---|
| 不要物  | ・その場で指導<br>・個別指導(事実確認及び説諭,反<br>省文)  | ・不要物は一次預かり後,保護者<br>へ連絡した上で返却, 2回目<br>は保護者へ連絡し,学期末に<br>保護者へ返却する。 |
| 授業妨害   | ・個別指導(事実確認及び説諭, 反<br>省文)  |   |
| <u>暴言</u>  | ・個別指導(事実確認及び説諭,反<br>省文)   |   |
| いじめ  | <ul><li>◎被害児童の心のケアを第一優先とする。</li><li>・個別指導(事実確認及び説諭,反省文)</li><li>・謝罪</li><li>・継続指導</li></ul> | ・必ず複数教員で対応する。<br>・保護者連携(面談及び謝罪)を<br>原則とする。                      |
| 法に触れる行為 ・万引き, 窃盗 ・暴力行為 ・器物損壊(故意) ・関煙 ・飲酒 ・深夜徘徊 ・その他(火遊び) | <ul><li>・個別指導(事実確認及び説諭, 反省文)</li><li>・学校面談</li><li>・謝罪</li><li>・継続指導</li></ul>              | ・触法行為については,警察連携を原則とする。 ・故意による器物破損の弁償については,保護者負担とする。             |